

## 柏市空き家活用促進モデル事業補助金交付要綱

制定 令和 2年 6月 4日

施行 令和 2年 6月 15日

### (目的等)

第1条 この要綱は、空き家活用促進モデル事業を行う個人又は団体に対し補助金を交付することにより、空き家活用促進を図り、もって住環境の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 空き家 都市計画法第7条第2項（昭和43年法律第100号）に規定する市街化区域内に位置し、現に居住していない柏市内に存在する建築物及びその土地をいう。

(2) 活用促進モデル事業 次に掲げる事項について定めた事業計画書を提出し、市長が適当と認めるものをいう。

ア 活用する空き家の現況

イ 事業の目的と実施内容

ウ 事業の効果測定方法

(3) 個人 国内に居住するものをいう。

(4) 団体 次に掲げる団体をいう。

ア 町会、自治会及び区

イ 柏市ふるさと協議会

ウ 老人クラブ

エ 地区社会福祉協議会

オ 柏市民公益活動促進条例（平成16年柏市条例第2号）第2条第2項に規定する市民公益活動団体

カ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第

2 項に規定する特定非営利活動法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人

ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された社会福祉法人

ケ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に基づく柏市都市再生推進法人

コ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条の規定に基づく柏市緑地保全・緑化推進法人

サ 会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社，合名会社，合資会社又は合同会社

シ その他市長が適当と認める法人

2 前項第1号の規定によらず，都市計画法第34条第1号に規定する主として周辺地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売，事業場その他これらに類する建築物の用に供する目的として，別表2に定める建物用途においては，都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域内であっても，前項第1号の空き家とみなすことができる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる個人又は団体は，次に掲げる各号いずれにも該当するものをいう。

(1) 本市その他のホームページへの掲載等，事例として紹介することについて空き家等の所有者の了解を得ていること。

(2) 補助金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者，役員その他の当該団体に実質的に関与している者が柏市暴力団排除条例（平成24年3月27日柏市条例4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 空き家等の所有者，補助金の交付を受けようとする個人又は団体の代表者及び役員の税に未納がないこと。

(4) 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。

(5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1

項に規定する商店会振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合に該当しない団体であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 先導的活用事例モデル事業
- (2) 地域課題の掘り起こし事業
- (3) 空き家活用の啓発事業
- (4) 地域要望の試験実施事業

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は別表のとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額及びその限度額は別表1のとおりとする。

（申請）

第7条 規則第2条3項に規定する市長が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業提案書
- (2) 誓約書
- (3) 同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（検討委員会の設置）

第8条 市長は、第3条から前条の規定及びおける決定等の際し、適正な検討を行うため、検討委員会を置くことができる。

（実績報告書添付書類）

第9条 規則第2条3項に規定する市長が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助金等請求書

(3) その他事業の検証結果等が確認できる書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。  
(補助事業の内容の変更・中止等)

第10条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、事業内容を変更又は中止しようとするときは、市長に承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

(令和2年度における活用促進モデル事業に係る補助金の額の特例)

2 令和2年度における活用促進モデル事業に係る補助金の額に限り、別表の規定の適用については、同表補助金の額の欄中「対象経費の2分の1以内の額」とあるのは、「対象経費の3分の2以内の額」とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

別表 1

対象事業	対象経費			補助金の額	限度額
活用促進 モデル事 業	左欄に掲 げる事業 に要する 費用で右 欄に掲げ るもの。	報償費	各種謝礼，出演報 酬，アルバイト代及 び景品代	対象経費の 2分の1以 内の額	50万 円
		事務費	保険料，通信料，備 品借上料及び空き家 借上賃料		
		印刷製本 費	チラシ・ポスター・ マップ印刷費，コピ ー費		
		委託費	廃棄物処理費及び広 告委託料		
		その他市長が適当と認めるもの			

1 国，県及び市の他の助成制度の対象となった事業に係る経費は，本補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額は，千円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。

別表 2

交流活動支援 施設	コミュニティカフェ等
高齢者支援施設	訪問介護拠点施設，見護り介護拠点施設，通 所型高齢者食堂。 ※事業者は社会福祉法人に限る。
子育て支援施設	児童一時預かり施設，通所型子ども食堂 ※事業者は社会福祉法人に限る。
日用品小売施設	各種食料品小売業，野菜・果実小売業，食肉 小売業，料理品小売業，洋品雑貨・小間物小 売業。
日用品サービス施 設	一般食堂，日本料理店，西洋料理店，中華料 理店，その他東洋料理店，そば・うどん店， すし屋，喫茶店，その他の一般飲食店。

ただし，国，県及び市の他の補助制度の対象となった事業は，本補助対象から除くものとする。